

令和4年4月27日 招 集

## 令和4年第3回本市議会臨時会議案

山形県村山市



## 付 議 事 件 目 次

- 1 議第31号 村山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について…………… 1
- 2 議第32号 令和4年度村山市一般会計補正予算(第1号)…………… 別冊

以上別紙のとおり

令和4年4月27日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫



## 議第 31 号

村山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 提案理由

地方税法等の一部改正に伴う村山市市税条例の一部改正措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分したものである。

専第 2 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、村山市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

村山市長 志 布 隆 夫

理 由

地方税法等の一部改正に伴う村山市市税条例の一部改正措置について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなく専決処分するものである。

## 村山市市税条例の一部を改正する条例

村山市市税条例(昭和41年村山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第39条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第125条第2項中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項中「19万円」を「20万円」に改める。

第130条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第7条の2第1項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第2項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第3項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第13項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条中第15項を第16項とし、第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第7条の3第9項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第11項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部

分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 9 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

附則第 16 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「（商業地等に係る令和 4 年度分の都市計画税にあつては、100 分の 2.5）」を加える。

附則第 19 条中「第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項」を「第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 42 項若しくは第 44 項」に、「第 15 条の 3 まで、第 63 条」を「第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の村山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。